

農場管理獣医師協会第一回講演会

平成 19 年 7 月 10 日に熊谷家畜保健衛生所で講師に大学院農学研究科・農学部応用生命科学専攻 陸圏生態学 教授 佐藤衆介先生を招いて「アニマルウェルフェア飼育の実際と国内外の状況について」と題して農場管理獣医師協会第一回講演会を開催した。会員のほか生産者、流通業者、県職員など多数参加いただき、盛会裏に終了した。

「アニマルウェルフェア」は家畜福祉と訳され、EUではWTO農業交渉に家畜福祉に関する貿易ルールを提案し、OIEは国際的な基本原則を採択した（竹田謙一. 畜産における環境エンリッチメントの活用によるアニマル・ウェルフェアの向上. 北信越畜産学会報, 94: 1-15, 2007.）。国内では長野県松本家畜保健衛生所が家畜の福祉を踏まえた「信州コンフォート畜産の基準」を作成し、農水省もアニマルウェルフェアを”快適性飼養管理”に読み替えて検討を始めている。日本の動物の愛護及び管理に関する法律が昭和 48 年(1973 年) 公布され、平成 11 年(1999 年) 大幅改正を経て平成 17 年(2005 年) 改正（平成 18 年 6 月 1 日施行）されているが、「アニマルウェルフェア」とは少し趣を異にする。

講師の佐藤教授は家畜行動学の見地からこれらのことを長年研究されてきた第一人者で、「アニマルウェルフェア」に関する著作（「アニマルウェルフェア」-動物の幸せについての科学と倫理- 東京大学出版会. 東京. 2005.）があるので参考にさせていただきたい。

今講演の内容は日本の畜産界において、近い将来必ず議論される問題であり、当協会としても重要課題として取り組むべき問題である。聴講できなかった方の参考に供するために、講演内容を抜粋して掲載する。

<http://www.agri.tohoku.ac.jp/rikuken/index-j.html>

アニマルウェルフェアの内容

- ① welfare = wel (→ according to desire) + faren (→ to go) = 望み通りに生活する
- ② welfare は苦悩 suffering (情動 based) の低減と適応 coping (機能 based) の促進の 2 側面から成り、これが健康に通じる必要条件
- ③ 5 freedoms : Farm Animal Welfare Council (1992 年)
 - 空腹及び渇きからの自由
 - 不快からの自由
 - 苦痛、損傷、疾病からの自由
 - 正常行動発現の自由
 - 恐怖及び苦悩からの自由

背景 例え、英国

BSE 対策で 1996 年までに 28800 万ポンド(593.3 億円) 支出

卵・家禽肉のサルモネラ・カンピロバクター汚染対策費に毎年 35 億ポンド(7210 億円) 支出

口蹄疫対策 300~600 億ドル(3.5~7 兆円) 予想

・「食品の安全を確保するためには、生産から消費に至る各段階において、科学的な原則に基づき必要な措置を講じなければならない」という共通認識→Animal Welfare の重要性を認識、研究の推進

EU ではアニマルウェルフェアは倫理から手段へ

-農家保護、畜産物販売戦略-

2003年6月26日：CAP改革（農業支援の大転換）

- ・消費者・納税者重視（マーケット主導の生産期待）
- ・生産高から独立した補助金（デカップリング）
- ・2005年開始、移行期間を考慮して2007年から実施
- ・環境、食品安全、動植物の健康、アニマルウェルフェア、農用地保全（生産的・環境的）に補助金

2006年1月23日：動物保護と福祉に関する2006-2010年EU行動計画

- ・2010年までにヨーロッパ仕様最高級畜産物ブランドの確立（認可、技術的・財政的支援システム、最終的に域内及び域外への供給）

EU の状況

1. 指令(Directive)の整備

1998：総論：農用動物保護指令

91→97：各論（ウシ）

88→99：（採卵鶏）

91→01：（ブタ）、07（ブロイラー）

2. 現状の動き

1999から3年毎：International Workshop on the Assessment of Animal Welfare at Farm and Group Level

2000：WTOへ非貿易的関心事項として提案

2001-2005：OIEでガイドライン作成

2004-2009：Welfare Quality Project

EUプロジェクト“Welfare Quality”=Integration of animal welfare in the food quality chain: from public concern to improved welfare and transparent quality

- ・研究対象：ウシ、ブタ、ニワトリ

・Welfare Quality Project内のサブプロジェクト

①家畜福祉に関する消費者、流通業者、生産者の意向調査

②確固たる家畜福祉現場評価法の確立

③特定の低家畜福祉状況の改善戦略の提案

④家畜福祉モニターシステム及び情報提供システムの改良そして家畜福祉改善戦略の提案

- ・期間：2004.5.-2009.5.

・担当：研究代表者 H. J. Blokhuis (Wageningen 大)、EUの13カ国からの39研究所・大学参加+Latin America 4カ国5団体

- ・予算：1700万ユーロ（23.8億円）

OIE：国際獣疫事務局(World Organization for Animal Health) 2005年5月の第73回総会
陸生動物の健康規約に”家畜福祉ガイドライン”の付属書付加を承認(2005.7.26.に記載)

- ・ガイドライン原則
- ・海上輸送ガイドライン
- ・陸上輸送ガイドライン
- ・空路輸送ガイドライン
- ・食用屠殺ガイドライン
- ・伝染防止用屠殺ガイドライン

2010年までに飼育管理に関するガイドライン作成

今年のOIE総会にDiscussion paper =評価指標(動物の状態など)、目的(生存率、苦痛、正常行動)、科学review作成、これらを検討する特別委員会設置

OIEガイドライン原則

- 1) 動物の健康と福祉の間には強い関連性がある。
- 2) 国際的に認知されている「5つの自由」(飢え、乾き、栄養不良からの自由、恐怖と絶望からの自由、肉体的なそして温度上の不快感からの自由、痛み、傷害、病気からの自由、正常な行動を示す自由)は動物福祉にとって有効な手引きとなる。
- 3) 国際的に認知されている実験動物における「3つのR」(動物の使用数の削減、実験方法の洗練、動物を利用しない技術への置き換え)は科学において動物を利用する際の有効な手引きとなる。
- 4) 動物福祉の科学的評価は、まとめて考慮されるべきさまざまな要素を含んでおり、これらの要素の選択と重み付けはしばしば、価値に基礎を置いた前提を伴うが、これは可能なかぎり明確に設定される必要がある。
- 5) 農業、科学、そしてコンパニオンシップやレクリエーション、娯楽目的の動物の利用は人々の幸福に大いに寄与している。
- 6) 動物の利用が、実行可能な範囲で最大限、動物の福祉が保証されるように”倫理上の責任”をもって行われること。
- 7) 畜産動物の福祉の改善は、生産性と食の安全を改善する可能性がしばしばあり、従って経済的な利益を生み出すことが可能である。
- 8) システム(デザイン規準)よりもむしろその結果(動物への効果を判断する規準)が、福祉基準やガイドラインを比較する際の基本となる。

日本の動物の愛護及び管理に関する法律

昭和48年(1973年)公布

平成11年(1999年)大幅改正

- ①「保護」から「愛護」へ
- ②動物実験に関しては、変更無し
- ③罰則強化：「3万円以下」から「1年以下の懲役又は100万円以下の罰金」
- ④附則：5年を目途として、・・・所要の措置を講ずる

平成17年(2005年)改正(平成18年6月1日施行)

- ①環境省は推進のため、基本的な指針を策定

- ②動物実験に関する改正：「科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする」が加筆。（現在は、「できる限りその動物に苦痛を与えない方法」と規定）

快適性に配慮した家畜の飼養管理に関する勉強会（農水省）

平成17年度～平成18年度 総論

平成19年度～平成22年度 各論

- ①ここでは、アニマルウェルフェアが”快適性飼養管理”に読み替えられている。
- ②プレミアムとはしない（愛護倫理）

現場総合評価法の現状

I. 「5つの自由」を網羅する

- ①空腹及び渇きからの自由
- ②不快からの自由
- ③苦痛、損傷、疾病からの自由
- ④正常行動発現の自由
- ⑤恐怖及び苦悩からの自由

II. 3側面から評価する

- ①施設設備
- ②管理
- ③動物の反応

ウェルフェア認証団体作成の基準の一般的スキーム

（施設・管理認証が主）

- ①防疫：導入家畜への対策、自動車・訪問者への対策、群間感染の防疫ルーチン、病牛の取扱い
- ②給餌と給水：動物タンパク質の給与、成長ホルモンの投与、飼槽スペースと給餌・清掃法、放牧の有無、餌の貯蔵管理、水槽の数、水供給システム、清掃法、初乳管理・給与法
- ③BCS
- ④施設・空調、衛生・消毒管理
- ⑤除糞とその処理、医療器具の処理
- ⑥害獣・害虫管理
- ⑦ルーチン：ワクチン、内部・外部寄生虫防除、新生動物管理、削蹄、除角・去勢処置法、個体識別法、取り扱い器具
- ⑧事故処理：安楽死、屠体処理
- ⑨緊急時対応マニュアル
- ⑩健康記録
- ⑪ルーチンに関する有資格者のリスト：除角、去勢、注射、飼養管理・取り扱い

WQ (Welfare Quality) プロジェクトでの評価法（乳牛）

1. 正しい給餌：

①body condition score

②給水施設＝水槽の数、流速、清潔度、水槽の機能程度

2. 正しい施設：

③伏臥に要する時間

④伏臥する時に畜舎設備にぶつかる個体の数

⑤ストール枠に後駆が乗った伏臥をしている個体の数

⑥清潔度（乳房、胴と脚上部、脚下部）

⑦繫留の有無

⑧屋外運動場あるいは草地への解放性

3. 健康：

⑨跛行スコア

⑩外皮状態（ハゲ部分、外傷/擦り傷、爪の伸びすぎ）

⑪呼吸器病（咳、くしゃみ、鼻水、眼やに、呼吸数の増加）

⑫繁殖障害（牛乳中体細胞数、膣脱）

⑬他の病気関連項目（死亡率、淘汰率）

⑭ルーチン断節（除角、断尾：方法・齢・麻酔/鎮痛剤使用）

4. 適切な行動：

⑮敵対行動の頻度

⑯他の行動の種類

⑰給餌場での逃避距離

⑱飼育ペンでの逃避距離

EUにおけるウェルフェアの法的規制（基準）

（飼養管理共通）

「農用家畜保護指令」98/58/EC

1. 管理者：技能・知識・専門的能力を有する十分な数
2. 点検：1日1回
3. 記帳：獣医学的処置や死亡率を記録、3年間保管
4. 動きの自由
5. 畜舎・収容施設：空気循環・塵・気温・湿度・ガス・照明（常時暗黒・照明禁止）
6. 屋外飼育：悪天候・捕食獣・健康危害から庇護
7. 自動・機械的装置：1日1回点検、バックアップシステムと警報システム
8. 給餌・給水：栄養・水分要求量にあった餌と水、競争の制御
9. 繁殖：苦痛や損傷を起こしうる繁殖・授精法禁止

子牛の基準

肥育・育成用子牛の6カ月齢までの基準

（1998年以降新設に適用、2006年12月31日からは全畜舎へ適用）

1. 8週齢以降は単飼禁止
2. 単飼ペンサイズ：幅は体高長、長さは鼻先から坐骨端の1.1倍、ペンの壁面に間隙＝視覚・触覚を

遮断しない

3. 群飼ペンサイズ：体重 150kg 以下では 1.5m²、150-220kg では 1.7m²、220kg 以上では 1.8m²

子牛の基準（付属書）

1. 暗黒下飼育禁止。最低 9:00-17:00 の照明
2. 2 回/日点検。屋外飼育では 1 回/日。
3. 困難なく、休息・身繕いできる畜舎構造
4. 繋留禁止
5. 2 週齢以下の子牛への床敷き
6. 血中の平均ヘモグロビンレベル 4.5mmol/l を保証。
7. 2 週齢以降は繊維質飼料を与え、8-20 週齢の子牛には 50g-250g/日
8. 口輪禁止。給餌回数 2 回/日
9. 十分量の水
10. 生後 6 時間以内に初乳

成牛に関する Recommendation 推薦(1988)

尾切断禁止、できる限りの去勢禁止